



平成21年度から国民健康保険税の税率を改定します

国保は、加入者の皆さんが医療機関で受診したときの医療費のうち、加入者の一部負担金を除いた費用をお支払いしています。このほかにも後期高齢者医療費や介護保険事業費の一部を負担しています。

国保事業の運営に必要な財源は、加入者の皆さんに納めていただく国保税のほか、国や県の負担金、松前町からの繰入金です。

平成20年度の国保財政は、医療費の増加や国庫負担金の減額による歳入の減少などの影響により、実質的な財政収支は1億2千万円の赤字となっています。(グラフ3)

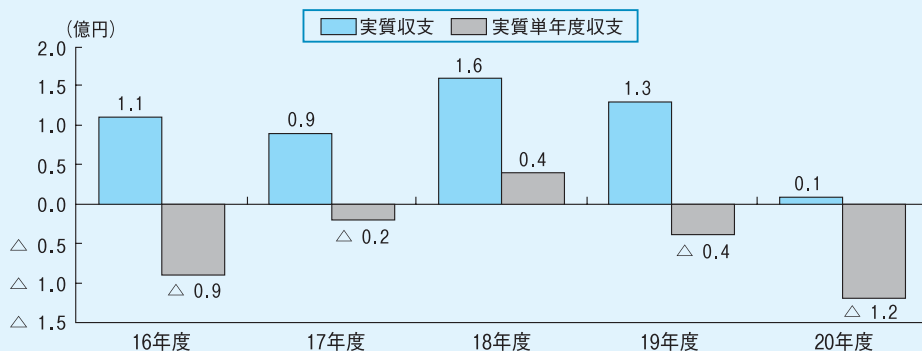
平成21年度においても大幅な財源不足が

見込まれることから、医療給付費分と後期高齢者支援金分の税率を引き上げることになりました。なお、今回の税率改定にあたっては、加入者の皆さんの負担増を緩和するため、財源不足額の1/3を松前町から繰入れています。

一方、介護分につきましては、財政収支が改善したことから、税率を引き下げています。

加入者の皆さんには、負担をおかけすることになりますが、安定した国保運営のために、ご理解いただきますようお願いいたします。

●グラフ3 実質収支・実質単年度収支の状況



実質収支：

その年度の歳入歳出の差にあたるもので、過去の決算状況の累積を表している。

実質単年度収支：

繰越金や基金からの繰入金などを除く、1年間の実質的な財政状況を表している。

●平成21年度の税率・税額

※ () 内は平成20年度の税率・税額です。

	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
医療給付費分	6.0% (5.5%)	23.5% (23.5%)	20,500円 (16,500円)	22,000円 (22,000円)	470,000円 (470,000円)
後期高齢者支援金分	2.0% (1.6%)	6.5% (6.5%)	6,500円 (5,500円)	6,000円 (6,000円)	120,000円 (120,000円)
介護納付金分	1.8% (2.1%)	8.0% (13.0%)	6,700円 (9,100円)	3,800円 (5,200円)	100,000円 (90,000円)

自分のため
みんなのため
国保税を納めましょう

国保は、皆さんが医療機関にかかったときの医療費を負担することが大きな役割です。その財源の一つである国保税は、国保を支える貴重なものです。

国保は被保険者みんなが平等に医療を受けられ、平等に負担することが大原則です。このため、国保税を納めないとい他の被保険者との公平を欠くだけでなく、国保制度そのものが成り立たなくなってしまうのです。

そのようなことにならないよう、国保税は必ず納期までに納めていただくようお願いいたします。

問 国民健康保険について

保険課医療係

☎ 9 8 5 | 4 1 0 7

国民健康保険税について

税務課町民係

☎ 9 8 5 | 4 1 1 0